

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 9 月 12 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800092号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800031号

第1 結論

昭和47年*月から昭和48年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年*月から昭和48年*月まで

私の国民年金の加入手続は、時期ははっきりしないが母が行ったと思う。

また、母から人生のけじめだからと言われ、私の国民年金保険料を自分で納付するように2、3枚の納付書を渡されたので、当時のA市役所B庁舎に出かけ、請求期間の保険料を2回か3回に分けて納付し、その後の保険料は、郵便局で3か月毎に納付した覚えがある。

請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年*月15日に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に行われたと推認できる。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料をA市役所B庁舎で納付し、その後の昭和48年*月からの保険料は、郵便局で3か月毎に納付した旨主張しているところ、請求者から提出された3枚の領収証書によると、昭和48年*月から昭和49年3月までの保険料は、3か月毎に郵便局で納付されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料を当時のA市役所B庁舎で2、3回に分けて納付したと主張しているところ、A市役所によると、当時のA市は、市役所で納付ができない過年度保険料について、同市役所及び同市役所B庁舎内の指定金融機関で納付するように案内していたと考えられる旨回答している。

加えて、請求者の母親が国民年金の加入手続を行ったと推認できる昭和48年*月頃から上記領収証書で確認できる昭和48年*月から同年*月までの国民年金保険料の納付日である同年*月26日までの間において、請求期間の保険料は現年度納付及び過年度納付により納付することが可能である。

また、請求期間は7か月と短期間である上、請求者の両親はいずれも、国民年金保険料の徴収が開始された昭和36年4月から60歳到達月の前月までの期間の保険料を全て納付しており、請求者が請求期間当時同居していたとする兄も20歳になった昭和45年*月から30年以上にわたって保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求期間において、国民年金保険料が納付できなかった特段の事情が見当たらないことから、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800107号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800032号

第1 結論

昭和36年6月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年6月から昭和42年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和36年4月頃にA市役所で私又は私の伯母が行ったと思う。請求期間の国民年金保険料については、毎月、伯母に渡していたので、伯母が納付していたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を昭和36年4月頃にA市役所で行ったと思う旨主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)前後の任意加入被保険者に係る資格取得日により、請求者の国民年金の加入手続はB市において、昭和42年5月頃に初めて行われたと推認できる上、当該加入手続時点において、請求期間のうち、昭和40年3月以前の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、上記加入手続時点において、請求期間のうち、昭和40年4月から昭和42年3月までの国民年金保険料は、過年度納付が可能であるものの、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付については直接関与していない上、当該期間の保険料を納付していたと思うとする伯母については、請求者が名字しか記憶していないことから特定することができず、また、請求者は、その伯母は既に亡くなっていると思う旨陳述していることから、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。